

国民年金保険料には 免除制度があります！



経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「猶予」される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないままにしておくと、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときの障害・遺族基礎年金を受けられない場合があります。保険料が納められない場合は、お早めに相談してください。

免除制度は次の3種類です。

①全額免除制度・一部免除制度

この制度には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4つがあります。本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると、保険料の全額または一部が免除されます。ただし、失業や天災で被災した場合には、所得額にかかわらず該当する特例があります。

※一部免除については、定められた保険料を2年以内に納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

②若年者納付猶予制度

学生を除く30歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生であっても20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることになっていますが、収入が少なく納付が困難な学生は、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。

免除申請の所得基準

免除の種類	所得基準
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族などの数 + 1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
半額免除・学生納付特例	118万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
4分の1免除	158万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など

※東日本大震災により被災し、転入または避難されているかたについては、特例認定が受けられますので、ご相談ください。

◆免除・納付猶予の承認を受けると…

免除の種類	保険料の納付額	老齢基礎年金を受けるとき	老齢・障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料の追納 (あとから納めること)
全額免除	全額免除	承認期間の1/2が年金額に反映 (21年3月分までは1/3)	受給資格期間に算入されます。	免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば追納することができます。追納することにより老齢基礎年金額に算入されます。ただし、3年度目からは当時の保険料に加算額が上乘せされます。
4分の3免除	月額 3,760円	承認期間の5/8が年金額に反映 (21年3月分までは1/2)		
半額免除	月額 7,510円	承認期間の6/8が年金額に反映 (21年3月分までは2/3)		
4分の1免除	月額 11,270円	承認期間の7/8が年金額に反映 (21年3月分までは5/6)		
若年者納付猶予・学生納付特例	全額猶予	承認期間の年金額への反映なし		

●申請の手続き

23年度の免除・猶予の申請受け付けは、7月1日(金)から行います。

申請区分・期限は下記のとおりです。
お早めに申請してください。

申請区分	申請期限
平成22年度(22年7月～23年6月分)	23年8月1日
平成23年度(23年7月～24年6月分)	24年7月末日
平成23年度学生納付特例 (23年4月～24年3月分)	24年4月末日

▶申請場所 国保年金課年金係または十和田湖支所

▶申請に必要な物

- ▷年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)
- ▷失業しているかたは、離職票または雇用保険受給資格者証
- ▷転入したかたは、それぞれの年度の所得課税証明書
- ▷学生納付特例の場合は、在学証明書または学生証(写し可)
- ▷代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(免許証・保険証など)
- ▷認印(本人が署名する場合は不要)
- ▷申請者と代理人の住所が異なる場合は委任状

問国保年金課年金係 ☎⑤6753

